0

「届出があった。

平成二十九年七月十四

Ш

口県知事

村 岡

嗣

政

ひかり苑社会福祉法人

目一番二号 光市岩狩三丁

かり苑ケアハウスひ

一〇四六の一光市大字三井

介者設特 護生入定 活居施

有限会社

ティ

四番八-二号周南市清水町

モン薬局

二丁目八周南市弥生町

"

" "

"

みさき薬局

丁目七番六号 / 岬町一

"

る同法第五十条の二の規定により、

生活保護法

(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す

指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨

山口県告示第二百七十号

口

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)…………………………………………………………………………一一

 \subseteq

件

(商政課)

五

山

県報の正誤

(平成二十八年十一月二十二日山口県公告

(四七一))

保安林の指定 (萩市) (二件)

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件) 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出

報

○告示

県

〇公告

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

(森林整備課)

(厚政課)

目

次

平成 29年 7月14日 (金曜日)

会療法人啓愛

称名又は名 居 宅 介 ○下岩 の 小原 市 高 市 高 十

四東八町

の所在事 業者

名居 宅 称介

護 所事 在業 地所

種事 類業 の 廃止年月日

八町

クリニック 会みどり歯科 医療法人啓愛 ○下岩 の 小 原 市 高 市 高 四東 指養居 導管宅 理療

名介 護 称予 防 所事 在業 地所 種事類業 0

廃止年月日

四東

会療法人啓愛

クリニック 医療法人啓愛

理療防介 指養居護 導管宅予 平成二八、

山口県告示第二百七十一号

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

平成二十九年七月十四日

称名又は名 介 護

ス 有限会社アル

丁目七番六号宇部市岬町一

ひまわり薬局

名居 宅

称介 護 所事 在業

山口県知事

村

岡

嗣

政

地所 種事類業 0 指定年月

Ħ

指養居 導管宅 理療 平成二九、

五一字 一丁目三番一 三番一

平成二八、 "

11

平成二九、

Ħ, "

三の四、字野戸呂郷四〇一四の一、

四〇一四の三

萩市川上字洗川三九六八の一から三九六八の四まで、

三九六八の六、字野戸呂四〇

保安林の所在場所

水源の涵養指定の目的

(--)

立木の伐採の方法

指定施業要件

報

ひかり苑 社会福祉法人

目一番二号 光市岩狩三丁

かり苑ケアハウスひ

一〇四六の一

アラ 有限会社ティ

四番八-二号周南市清水町

レモン薬局

"

みさき薬局

山

山口県告示第二百七十三号

安林を次のように指定する。

平成二十九年七月十四日

山

口県知事

村

岡

嗣

政

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)

第二十五条の二第一項の規定により、

保

口

有限会社アル

丁目七番六号宇部市岬町一

ひまわり薬局

山口県告示第二百七十二号

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

> 2 1

> > 主伐に係る伐採種は、定めない。

3

期齢以上のものとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐

平成二十九年七月十四日

防 の所る事業者 名介 護

称氏名又は名

称予 防 所事 在業 地所

種事 類業

0

指定年月日

農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市

山口県知事

村

岡

嗣

政

次のとおりとする。

一丁目三番一宇部市西小串 平成二九、

山口県告示第二百七十四号

理療防介 指養居護 導管宅予

丁目七番六号《岬町一 平成二八、

"

安林を次のように指定する。

平成二十九年七月十四日

山口県知事

村 岡 嗣 政 森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、

保

平成二九、

二丁目八周南市弥生町

活居施防介 介者設特護 護生入定予

Ŧį.

"

萩市川上字道立山

保安林の所在場所

三九一九の三一

指定の目的

名所又は旧跡の風致の保存

指定施業要件

主伐は、択伐による。

立木の伐採の方法

主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

2

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市

農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第一 一百七十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとお

2の地

2の地点から五九度○七分五六秒○・二五メートルの地点

1の地点から二八度○二分三九秒一・一九メートルの地点

という。)から三四六度〇五分〇二秒二二六・〇五メー

トルの地点

3の地点から

4の地点から

五六分四七・五〇四秒東経一三二度一五分四八・五〇四秒)

大島郡周防大島町大字久賀字大緑の久賀中学校四等三角点

(北緯三三度 以下

「基準

6の地点 5の地点 4の地点 3の地点

5の地点から一○三度○九分一五秒三・九一メートルの地点

一〇四度二〇分三三秒三・一三メート

ルの地点

40の地点

39の地点から一〇七度二九分五

一秒二四

・七六メー

地点

〇六度一五分五五秒三〇・八七メートルの地点

る道路から同大字字中辻北五一二四の三に至る土地の地先公有水面

大島郡周防大島町大字久賀字新蔵浜四七四九の二八及び四七四九の二

一五に沿接

大島町役場において公衆の縦覧に供する。 日から同年八月三日までの間、 同 条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、

山口県土木建築部港湾課、柳井土木建築事務所及び周防

平成二十九年七月十四

り公有水面の埋立ての免許の出願があった。

平成二十九年七月十四日

埋立区

久賀港港湾管理者 山 口県

口県知事 村 岡 嗣 政

 (\Box) 区域

点を結ぶ昭和四十二年埋立地と公有水面との境界線 点と48の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、 立地」という。 おける公有水面と陸地との境界線、 三・六〇メートル)に囲まれた区域 の地点と50の地点を結ぶ昭和四十二年埋立地と公有水面との境界線 八日付け指令港湾第四二六号でしゅん功認可された埋立地(以下「昭和四十二年埋 における公有水面と天満町防波堤との境界線、45の地点と46の地点を結ぶ満潮位に 次の1の地点と2の地点を結ぶ平成二十八年秋分の満潮位 2の地点から4の地点までを順次結んだ線、 49の地点と50の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線及び 以 下)と公有水面との境界線 「満潮位 という。 46の地点と47の地点を結ぶ昭和四十二年四月十)における公有水面と追原導流堤との境界 $\widehat{\mathbf{D}}$ L.+三・六〇メートル)、47の地 4の地点と4の地点を結ぶ満潮位 $\widehat{\mathbf{D}}$ L.+三・六〇メー $\widehat{\mathbf{D}}$ 48の地点と49の地 L $\widehat{\mathbf{D}}$ +=: L. + 1

山

口

34 33 32 の の 地 地 点 30の地点 29の地点 27の地点 26の地点 25の地点 24の地点 23の地点 22の地点 21の地点 20の地点 18の地点 16の地点 15の地点 13の地点 12の地点 11の地点 39の地点 38の地点 37の地点 36の地点 35の地点 28の地点 19の地点 17の地点 14の地点 31の地点 10の地点 8の地点 7の地点 7の地点から九九度三一分二○秒一・九八メートル 31の地点から一○九度○八分一九秒二五・五二メート 22の地点から一〇六度三五分五四秒五 21の地点から一○六度一八分○一秒五・○○メートルの地点 20の地点から一〇六度〇〇分〇七秒五・〇〇メートルの地点 19の地点から一○五度四二分○八秒五・○○メートルの地点 12の地点から一○三度三五分二一秒五・○○メートルの地点 9の地点から九九度三一分三三秒一・二六メー 8の地点から九九度三一分三三秒三・五 6の地点から一○一度三九分一六秒六・○一メートルの地点 38の地点から一○二度四六分○九秒一五 37の地点から九七度三二分二〇秒四三・二六メートルの地 36の地点から一○八度○二分四五秒二六・四五メートル 35の地点から一○九度○八分一九秒一六・八七メートルの地点 34の地点から一○九度○八分一九秒五・六七メートルの地点 33の地点から一○九度○八分一九秒八・九七メートルの地点 32の地点から一○九度○八分一九秒四・五五メートルの地点 30の地点から一○八度五八分五○秒四・四八メートルの地点 29の地点から一〇八度四一分四九秒五・〇〇メートルの地点 28の地点から一〇八度二三分五〇秒五・〇〇メートルの地点 27の地点から一〇八度〇五分四八秒五・〇〇メートルの地点 26の地点から一〇七度四七分五五秒五 25の地点から一〇七度二九分五八秒五・〇〇メートルの地点 24の地点から一〇七度一一分五五秒五 23の地点から一〇六度五四分〇五秒五・〇〇メートルの地点 18の地点から一○五度二四分○三秒五・○○メートルの地点 17の地点から一〇五度〇六分一三秒五・〇〇メートルの地点 16の地点から一○四度四八分一八秒五・○○メートルの地点 15の地点から一〇四度二九分三四秒五・〇〇メートルの地点 13の地点から一○三度五四分一九秒五・○○メートルの地点 11の地点から一○三度一八分一七秒五・○○メートルの地点 10の地点から一○三度○一分三五秒五・○○メートルの地点 14の地点から一○四度一二分五七秒五・○○メートルの地点 ・〇〇メートルの地点 ・〇〇メートルの地点 ・〇〇メートルの地点 一メートルの地点 · 〇一メー トルの地点 の地点 ルの

 (\equiv)

50の地点 48の地点 47の地点 46の地点 45の地点 43の地点 42の地点 44 の地点 の地 49の地点から二八八度一七分○五秒一五・三○メートルの地点 48の地点から二八八度一一分四三秒一三一・三二メートルの地 47の地点から二八九度○七分五六秒一八・七七メートルの地 46の地点から二八四度二八分五九秒一三八・二七メートルの地 45の地点から二六二度四一分五九秒五・七五メートルの地点 43の地点から一○九度四三分○二秒 42の地点から九九度○九分二七秒九・一七メート 41の地点から九九度三九分二八秒二・八八メート 40 4の地点から一九三度四九分○○秒八・八○メートル の地点から九九度五六分一五秒三・八六メート 一・〇二メ 1 ١ ル ル ル の地点 の地点 地点 地点 地

埋立てに関する工事の施行区域二、九一○・七六平方メートル

四に沿接する道路に沿接する水路、 七五〇に沿接する道路、 三の一五に沿接する道路、 でに沿接する道路、同大字字蔵浜四七四九の九に沿接する水路、 字新開五一二三の二、五一二三の一四及び五一二三の一五、同大字字中辻北五 大字字熊本北五四一三の一三に沿接する道路に至る土地の地 水路に沿接する道路並びに同大字字熊本北五四 同大字字新蔵浜四七四九の二から同字四七四九の三五までに沿接する道路から同 の二及び五一二四の三、 大島郡周防大島町大字久賀字竜頭下四七六四の二一及び四七六四の二二、 同字四七六四の二二に沿接する水路、 同大字字新蔵浜四七四九の二から同字四七四九の三五ま 同字五一二三の一四に沿接する道路、 同字五一二三の一四に沿接する道路に沿接する 一三の一三に沿接する道路地内並び 同大字字新開五一二 同大字字竜頭下四 同字五一二三の 同

[] J

山

口

線に囲まれた区域次の①の地点から⑯の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑯の地点を結んだ

⑥の地点 ③の地点 ⑦の地点 ⑤の地点 ④の地点 ②の地点 ①の地点 ③の地点から一○四度○八分二四秒一五五・九二メートルの地 ④の地点から ②の地点から八七度三二分二四秒三七・八六メート ①の地点から二四度四四分○二秒三九・一八メート 基準点から三四二度四九分五九秒二二三・○五メートルの地点 ⑥の地点から一〇四度四〇分五三秒六三・二一メートル ⑤の地点から一 〇六度三五分二五秒一四・九二メー 一四度 一四分四 一秒八一・七八メートル トル ル ルの地点 の地点 ルの地点 ルの地点 の地点

③の地点 ③の地点 ③の地点 29の地点 28の地点 24の地点 ②の地点 ②の地点 ⑰の地点 16の地点 (15)の地点 値の地点 ⑪の地点 ③の地点 ④の地点 39の地点 38の地点 ③の地点 36の地点 34の地点 ③の地点 ②の地点 26の地点 ②の地点 ②の地点 ②の地点 19の地点 ⑧の地点 ③の地点 ⑫の地点 ⑩の地点 ⑨の地点 の地点 0) ④の地点から二八八度三四分五九秒八・三七メー ③の地点から二八六度二六分四○秒 ③の地点から二八九度二五分五○秒一二・七九メー ⑩の地点から二八七度四八分一二秒一・○二メートルの ③の地点から二八七度五六分二二秒一一・四二メー 鉧の地点から二八七度五三分二四秒○・九八メートルの地 ③の地点から二九五度二四分一九秒八・一二メート ③の地点から二九五度四九分五○秒一・○○メートルの地点 ③の地点から二九五度四九分五〇秒五・七六メートルの地点 ③の地点から二九八度四四分四一秒二・六九メートルの地点 ②の地点から三一三度三七分二五秒一・七七メートルの地点 28の地点から二八六度二五分○一秒一四・一六メー ②の地点から二八八度四五分二六秒一七・六八メートルの地点 ❷の地点から二八七度五一分○三秒一三・四八メートルの地点 ②の地点から二九○度三二分三七秒○・九二メートルの地点 ❷の地点から二八八度二三分四八秒六・八○メートルの地点 ②の地点から二八七度一五分○六秒四・六二メートルの地点 ⑳の地点から二八四度一○分一○秒九・ ⑩の地点から二八四度四八分五七秒一一・七六メートルの ⑱の地点から二七七度三四分三○秒四・六七メートルの地点 ⑮の地点から二七七度○四分二七秒一・一九メートルの地点 ⑭の地点から二七九度四四分三九秒九・四五メートルの地点 ⑬の地点から二七九度○○分一三秒一六・四○メートルの地点 ⑫の地点から二七六度五〇分四〇秒九・六六メートルの地点 ⑪の地点から二五三度五三分三四秒六・六四メートルの地点 ⑨の地点から一九三度五七分二五秒三○・九四メー ⑧の地点から二七八度三三分五三秒二・一七メートル ⑦の地点から一九二度四四分五五秒一六・〇七メー ②の地点から二八四度三九分五七秒一九·五三メートルの地点 ∞の地点から二八四度○五分三一秒一一・六八メートルの地点 ⑰の地点から二七八度二一分二二秒二・○五メートルの地点 ⑯の地点から二八○度○四分四七秒一・二七メートルの地点)の地点から二八八度三六分五九秒)の地点から二七九度四七分二〇秒四・三八メートルの 一・七 一〇・一九メー 一三メートルの地点 ニメ トル トル トルの トルの ル ル の地点 地点 地点 0) 0 池点 池点 地点 地点 池点 地点 Ŧī.

出願の年月日

平成二十九年七月六日

御の地点 御の地点 御の地点 46の地点 御の地点 42の地点 (4)の地点から二八八度二三分五八秒一六・四八メートルの地点 働の地点から二八八度二四分○八秒○・八六メートルの地点 ⑭の地点から二八八度二四分○八秒八・三七メートルの地点 ❸の地点から二八八度三二分○○秒七・五五メートルの地点 ⑫の地点から二九○度一八分○七秒一・二二メートルの地点 ④の地点から二八九度五三分三七秒八・九八メートルの地点

49の地点 郷の地点 ❸の地点から二八七度三五分○九秒○・九七メートルの地点 ⑪の地点から二八七度二三分二四秒一○・二六メートルの地点

50の地点 ⑩の地点から二八八度○四分○四秒一六・○一メートルの地点

③の地点 ②の地点 ⑤の地点 図の地点から二八八度○二分○七秒一・四○メートルの地点 ⑤の地点から二八八度○二分○七秒七・四九メートルの地点 ⑩の地点から二八八度○二分○七秒一・八七メートルの地点

56の地点 ⑤の地点 50の地点 ⑤の地点から二八八度五六分四四秒一○・八一メートルの地点 段の地点から二八八度五四分四七秒二六・六八メートルの地点 ❸の地点から二八八度○二分○七秒二・一八メートルの地点

面積 二〇、一四三・六七平方メートル

三 埋立地の用途

口

防 道 用 災 路 施 設 用 用 途 地 地 埋立地の北側に配置 埋立地の南側に配置 配 置 規 約四一〇平方メート 五〇〇平方メートル 模

山

兀

出願人

山口市滝町

番

一号

口県 口県知事

村岡

嗣 政

> 几 届出年月日

平成二十九年六月二十七日

五. 変更年月日

平成二十八年三月一日

称 おのだサンパーク

(二〇八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により、

働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。 当該届出は、平成二十九年七月十四日から同年十一月十四日までの間、山口県商工労

平成二十九年七月十四日

山口県知事 村 岡 嗣

政

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 称 山陽小野田市中川六丁目四番一号 おのだサンパーク

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 所

小野田商業開発株式会社 変更に係る事項の概要 山陽小野田市中川六丁目四番一号

藤田

敏彦

代表者の氏名

三

を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売業 変 更 に 係 る 事 項 株式会社ハニーズ 変 更 前 **かがみ** 株式会社ハニーズホールディ 変 更 後

大規模小売店舗の名称及び所在地

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二

名

所

代表者の氏名

う者の住所 大規模小売店舗に 変更に係る事項の概要 届出年月日 更に係る事項 株式会社わたなべ 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 目二番二四号山口市道場門前 変 更 前 丁 八号山口市中市町 変 更

一番

小野田商業開発株式会社

山陽小野田市中川六丁目四番一号

所

代表者の氏名

藤

田

敏彦

三

後

大規模小売店舗の名称及び所在地

おのだサンパーク

所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号

を行う者の代表者の氏名大規模小売店舗において小売業 を行う者の住所 大規模小売店舗において小売業 を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売業 に 係 る 事 項 変 更 前 三谷 三二六の一八島根県大田市大田町大田口 有限会社さひめの風 変 秀人 更 後

五.

変更年月日

平成二十九年六月二十七日

平成二十八年十二月一日

四

所

藤田 代表者の氏名

敏彦 所在地 名 大規模小売店舗の名称及び所在地 称

おのだサンパーク

山陽小野田市中川六丁目四番一号

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

 \equiv 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 所

変更に係る事項の概要 藤田 代表者の氏名 敏彦

を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売業 を行う者の住所 大規模小売店舗において小売業 変 更 に 係 る 事 項 四番二四号東京都世田谷区太子堂一丁目 株式会社レプハウス 変 更 前 七番一一号東京都渋谷区神宮前六丁目一 株式会社レプレゼント 変 更 後

Ŧī.

几

届出年月日

日

平成二十九年六月二十七日

平成二十八年十二月七日 変更年月日

所在地 名 称 山陽小野田市中川六丁目四番一号 おのだサンパーク

小野田商業開発株式会社

山陽小野田市中川六丁目四番一号

藤田

敏彦

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名

名の代表者の氏おれて小売業を行けれて小売業を行った。 変更に係る事項 変更に係る事項の概要 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 株式会社ヒマラヤ 水野 変 優治 更 前 後藤 変 達也 更

後

届出年月日

藤田

敏彦

代表者の氏名

更

後

町六丁目八番一号神戸市中央区港島中

フォース 株式会社スタイル

ンターナショナル 株式会社アルカスイ

変

更

後

藤田

敏彦

代表者の氏名

平成29年7月14日	金曜日	Щ	П	県 報		(定期) 第	第 287	7号
山陽小野田市 山陽小野田市	平成二十九年五月十九日五 変更年月日 平成二十九年六月二十七日四 届出年月日	7者の氏名又、	変更に係る	三 変更に係る事項の概要 一 届出者の名称及び住所 名 名	規模小売店舗	四 届出年月日 平成二十九年六月二十七日 平成二十九年四月一日	名う者の代表者の代表者の氏行	
	月 月 十 九 日 十 九 日 七 七 日 七 七 日 七 七 日 七 日 七 日 七 日 七 日 日 七 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		事 項	並市が山び中一	75	月月二十七日	株式会社スタ	株式会社スタイルフォ
		株式会社音光	変	市中川六丁目四番一並びに代表者の氏名がに代表者の氏名がに代表者の氏名が、	, 所在地		タイルフォー	夕
氏名			更	中川六丁目四番一号 番一号			A	1 2 7 1
四 番 一 号 所			前	四 番 号 所				
藤			更	藤		I	長元	内 町神戸市 1目中
田、敏彦の氏名			後	田・敏彦の氏名			明	内山 誠一町六丁目八番一号町六丁目八番一号
三 だ株 名	二 一 一	平	働 部商政課 当該届出	とおり大規 大規模小	五 平 変 エ	四 ア 届 行担 行担	を大行担	三
大規模	A 届 所 名 大 規 在	平成	部商政課当該届出	(二〇九) 大規模小	平成二	を 大規模 を 行う を 行う 者小 者 二 本	を 行 う 者	変更に

に係る事項の概要

を行う者の代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業	を行う者の住所 大規模小売店舗において小売業	を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売業	変更に係る事項
			変
			更
			前
丸山 雅史	一三号 東京都港区	社A s m e	変
	三号	エステール	更
	月三番	-ル株式会	後

年月日

一十九年六月二十七日

年月日

一十九年五月二十六日

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、 次の

出は、平成二十九年七月十四日から同年十一月十四日までの間、山口県商工労 課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

一十九年七月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス東岐波店

宇部市大字東岐波二一八二の一

者の名称及び住所並びに代表者の氏名

社九州リースサー 福岡市博多区博多駅前四丁目三番一八号 古賀 恭介

代表者の氏名

に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称	変更に係る事項
店(仮称)	変
ダイレック	更
ックス東岐波	前
ダイレッ	変
クス東岐波	更
店	後

業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

Щ

いずれかに該当する者でないこと。

入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号の

口

 (\equiv)

履行期間

入札説明書による。

次に掲げる業務の委託 入札に付する事項

業務の名称及び数量

漁業取締船せきしょうの中間検査業務

(船体部

式

五. 平成二十九年六月二十九日 変更年月日

几

届出年月日

平成二十九年六月二十一日

(二一〇) 一般競争入札の実施

Ŧī.

入札書の記載方法、

提出場所及び受領期限

記載方法

入札説明書及び仕様書の交付

山口県農林水産部水産振興課において交付する。

契約条項を示す場所

ドライドックにおいて業務を行うことができる者であること。

山口市滝町一番一号

山口県農林水産部水産振興課

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成

平成二十九年七月十四日

村 岡

る金額を入札書に記載すること。 額をもって落札価格とするので、

提出場所

受領期限

山口県農林水産部水産振興課

る額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金

入札者は、

見積もった金額の百八分の百に相当す

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当す

山口県知事

政

入札を執行する場所及び日時 場所

九年八月二十二日午前十時)

平成二十九年八月二十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十

山口市滝町一番一号 山口県漁業調整委員会室

日時 平成二十九年八月二十二日午前十時

七 入札保証金 免除する。

無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする

入札参加資格のない者がした入札

札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配

地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入

人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

- 記名押印(署名を慣習とする外国人にあっては、自署)のない入札
- ○及び□に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

落札者の決定方法

き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づ

札者とする。

九年山口県告示第三十三号)に基づく資格審査において、船舶について特Aの等級

に格付されている者であること。

に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十

一十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札

びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第二百 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並

契約担当者

九

口

2877 号 (\equiv) (___)

契約手続において使用する言語及び通貨

口県知事

村岡

日本語及び日本国通貨

- 契約書の作成の要否
- (四) 契約保証金 免除する。
- (五) をする場合は、平成二十九年八月八日午後五時までに、山口県会計管理局会計課 この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請 (電話〇八三-九三三-三九一五) に申請書を提出すること。
- (六) ○)に問い合わせること。 詳細については、山口県農林水産部水産振興課(電話○八三−九三三−三五三
- Summary

- (1) Division in charge of contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government
- 2 hull of the fisheries patrol boat Sekisho Nature and quantity of the service to be required: A midterm inspection of the
- Term of the contract: Specified in the tender manual
- (4) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 083-933
- (5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. August 21, 2017 (In case of bringing a tender: 10:00 A.M. August 22, 2017)

山

入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

業務の名称及び数量

業務の内容 漁業取締船せきしょうの中間検査業務

(機関部)

式

入札説明書及び仕様書による

 (\equiv)

入札説明書による。

入札参加資格

履行期間

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- いずれかに該当する者でないこと。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号の
- 人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入
- 九年山口県告示第三十三号)に基づく資格審査において、 びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第二百 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並 について特Aの等級に格付されている者であること。 に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十 二十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業 機械、 機器及び金属製品
- 契約条項を示す場所

 \equiv

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課

几 入札説明書及び仕様書の交付

入札書の記載方法、提出場所及び受領期限 山口県農林水産部水産振興課において交付する。

記載方法

Ŧi.

る金額を入札書に記載すること。 額をもって落札価格とするので、 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当す (その額に一円未満の端数があるときは、 入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当す これを切り捨てる。)を加算した金

提出場所

山口県農林水産部水産振興課

受領期限

九年八月二十二日午前十一時 平成二十九年八月二十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十

六 入札を執行する場所及び日時

場所

山口市滝町一番 山口県漁業調整委員会室

日時

平成二十九年八月二十二日午前十一時

七 入札保証金

 (\equiv)

無効入札

免除する。

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

入札参加資格のない者がした入札

記名押印(署名を慣習とする外国人にあっては、自署)のない入札 ○及び□に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九

落札者の決定方法

札者とする。 き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づ

その他

契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

報

契約手続において使用する言語及び通貨

契約書の作成の要否 日本語及び日本国通貨

契約保証金

(四)

免除する。

口

(<u>Fi</u>) をする場合は、平成二十九年八月八日午後五時までに、山口県会計管理局会計課 この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請 (電話〇八三-九三三-三九一五)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課(電話○八三−九三三−三五三

Щ

○)に問い合わせること。

Summary

(1) Division in charge of contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Fore stry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the service to be required: A midterm inspection of the en gine room of the fisheries patrol boat Sekisho

Term of the contract: Specified in the tender manual

(4) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 083-933

Time-limit for tender: 5:15 P.M. August 21, 2017

(In case of bringing a tender: 11:00 A.M. August 22, 2017)

(二一一) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

平成二十九年七月十四日

山口県知事

村 岡

嗣 政

開発区域に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名 熊毛郡田布施町大字下田布施二〇九番地の一 熊毛郡田布施町大字下田布施字風呂ノ本及び字中浜

大晃ホールディングス株式会社



正 誤

項の規定による届出] 平成二十八年十一月二十二日山口県公告(四七一)(大規模小売店舗立地法第六条第

-					七	ページ
-	正	株式会社三和システム	株式会社ライフグローバライ	誤	上	段
		•			表中	箇所